〈報告〉

国際シンポジウム「コーポレートガバナンス - グローバルスタンダードの構築を目指して- |

早 川 勝 (法科大学院教授)

ワールドワイドビジネス研究センターの人的な補助を受けた、国際シンポジウム「コーポレートガバナンスーグローバルスタンダードの構築を目指して一」(同志社大学日本会社法センター主催、日本監査役協会協賛)は、多数の専門家の参加の下に2003年11月7日に開催された。当日の報告およびディスカッションの状況は、ワールドワイドビジネス研究センターによって記録されているので、その模様はビデオなどによって再現できるが、海外からの報告者の報告原稿を本レビュー誌に掲載して、より容易に重要な会社法のテーマに対する議論の状況を紹介し公表することとした。

コーポレートガバナンスという言葉はわが国ですでに十分に定着しているが、最近の西部鉄道の問題、駿河屋(東証・大証二部上場)の架空増資事件、IT ベンチャー・メディア・リンクス(大証・ヘラクレス上場)の巨額粉飾疑惑などの事例は、コーポレートガバナンスの内容の実質化が今後の重要課題であることを物語っている。しかし、このような不祥事は単にわが国特有の問題ではなく、グローバル経済の下における先進諸国に共通の問題であるといえよう。

以下では、まず、本国際シンポジウムの意義について、センター長である森田章法学部教授の開会の挨拶の一部を引用し、次に、盛会裏に終了できた当日のプログラムを掲げ、さらに興味深い二つの報告を当日の報告調を維持しながら掲載する。なお、すでに別の機会に公表されている報告についてはここには掲載されていない。さらに、ドラルト教授の報告は、校正などの手違いから、次年度にまわすことになった。

「公開会社のコーポレートガバナンスのあり方は、経済活動ことに資本市場のグローバル化にともない、これまでの国内の法基準等による規制だけでは済まされず、グローバルな基準を適用する傾向にあるようです。そのモデルとしてアメリカの展開が脚光を浴びていますが、ヨーロッパにおいては、EU における会社法の統一的基準が模索されており、それとの関連でコーポレートガバナンスのグローバルな基準がどのようなものになるかについて大いに議論がなされてきたと思われます。また、日本は、最初は、ドイツの監査役制度が導入した後にアメリカ式の取締役会制度を導入したので、世界的には独自性の強い制度になっています。日本と EU におけるコーポレートガバナンスの議論は、アメリカのそれと必ずしも一致しないことがあ

り, グルーバル・スタンダードの基本哲学がいかにあるべきかさえが問われています。換言すると, 各国の会社法は, それぞれの文化的特徴をどの程度まで保持し続けることができるか課題となります。|

「コーポレートガバナンスーグローバルスタンダードの構築を目指して一」2003 年 11 月 7 日 シンポジウムプログラム

第 I 部 コーポレートガバナンスの基本的問題

司会:龍田 節(同志社大学教授)

龍田 節 (同志社大学教授)

Prof. Dr. Dr. Klaus J. Hopt (Max-Planck-Institut, Universität Hamburg)

Prof. Dr. Jean Nicolas Druey (Universität St. Gallen)

第Ⅱ部 取締役の責任(内部統制,コンプライアンスなど)

司会:早川 勝(同志社大学教授)

江頭憲治郎 (東京大学)

o. Univ. Prof. Dr. Peter Doralt (Wirtschaftsuniversität Wien)

第Ⅲ部 取締役の民意責任と株主代表訴訟

司会:早川 勝(同志社大学教授)

神田秀樹 (東京大学教授)

Prof. Brian Cheffins (Trinity Hall, University of Cambridge)

第Ⅳ部 日本の監査役制度

司会:山下友信(東京大学)

吉井 毅(社団法人日本監査役協会会長,新日本製鐵(株)常任監査役)